

2017年1月23日

盛岡市長 谷藤裕明様

盛岡市議会議員 庄子春治

### 都南地域のし尿処理に関する申し入れ

都南地域のし尿および浄化槽汚泥（以下、し尿等）の処理を行っている紫波稗貫衛生処理組合の解散に伴い、同組合におけるし尿等の受け入れが平成30年3月31日をもって終了することとなっています。そのことから、平成30年度以降の都南地域のし尿等の処理を、盛岡市の滝沢市、雫石町で構成する盛岡地区衛生処理組合で行うことで準備が進められています。

都南地域のし尿等の処理を、盛岡地区衛生処理組合で行うにあたっては、これまでの紫波稗貫衛生処理組合における処理と比較して大きな変更点があり、平成30年4月以降のスムーズな移行のためには、市当局の責任ある対応が必要です。

以下、そのことに伴う課題と、その課題解決への市の対応について下記の通り申し入れいたします。

### 記

#### 1、収集運搬車の「美装化」について

盛岡地区衛生処理組合においては、収集運搬車両の「美装化」が義務付けられており、これまでその定めがない都南地区の収集運搬車両の「美装化」が新たに義務付けられることとなります。この「美装化」については、多額の改装費用が生じることから、その費用負担をどのように行うかは、重要な課題となっています。

このことに関して盛岡市は、「盛岡地区衛生処理組合し尿処理運搬車両美装化補助金交付要綱」を準用し、収集業者（都南地域2社）が行う「美装化」に対して、その要綱の基準による補助金を交付することで対応することを検討しているとのことです。

しかし、都南地域2社の許可車両7台を美装化するうえでは、その補助要綱による補助金の交付額を大幅に上回る多額の費用が見込まれることが明らかであり、収集業者2社に対して数千万円の自己資金による設備投資を求めることになる懸念があり、事業者の事業経営基盤にも影響を及ぼしかねません。

そもそも、今回の紫波稗貫衛生処理組合の解散と、都南地区のし尿等の処理を盛岡地区衛生処理組合に移すということは、紫波稗貫衛生処理組合と盛岡市の都合によるものです。廃棄物の処理と清掃に関する法律（廃掃法）においても、一般廃棄物であるし尿の処理は市町村にその責任があり、その立場からすれば、「美装化」の費用負担は盛岡市が責任をもって行うべきであって、収集業者に多額の負担を強いることは問題があります。

また、都南地域のし尿等処理の安定的な継続のためにも、現収集事業者の健全な事業継続の確保は求められており、多額の自己資金による設備投資はその基盤を揺るがしかねないという懸念も生じます。

都南地域のし尿等の収集運搬車両の美装化とその費用負担の在り方については、以上のことを十分配慮に入れ、事業者の意見等も聞いた上で、納得のいく対応策を検討していただくよう求めます。

## 2、市民が負担するし尿処理料金について

現在のし尿収集運搬料金は、都南地区が「18ℓにつき99円」（1ℓ当たり5.5円）、盛岡地区が「10ℓにつき81円」（同 8.1円）となっており、そもそも料金体系に違いがあります。加えて、今回都南地区から、滝沢市にある処理場までの距離が延びることによる収集運搬経費、収集経費単価の増高が確実に見込まれます。

都南地域の市民のし尿処理料金の設定に当たって、以上の要因による料金の大幅値上げが懸念されます。

都南地域の市民が負担するし尿処理料金の設定に当たっては、住民負担増を招かないよう十分配慮しつつ、市民が納得する料金設定となるよう求めます

以 上